

メーカーの皆様へ

2007年3月「商品識別コード」が国際標準のG T I Nに変わります。

企業間のデータ交換、商品マスターなどはG T I Nの受け入れをご検討ください。
またG T I Nの導入にともない集合包装用商品コードの14桁化、商品アイテムコード付番基準の国際標準への準拠などの対応が必要になります。

詳しくは以下をご覧ください

Q1 G T I N (Global Trade Item Number) とは

G T I N (ジーティン) は、現在マチマチの桁数となっているJ A Nコード(13桁や8桁) I T Fコード(集合包装用商品コード: 16桁や14桁) U P Cコード(12桁)などを14桁の統一的な体系にまとめたものです。

商品コード	G T I N フォーマット													
	T ₁	T ₂	T ₃	T ₄	T ₅	T ₆	T ₇	T ₈	T ₉	T ₁₀	T ₁₁	T ₁₂	T ₁₃	T ₁₄
I T F-14(集合包装用商品コード)	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆	N ₇	N ₈	N ₉	N ₁₀	N ₁₁	N ₁₂	N ₁₃	N ₁₄
U P Cコード(12桁)	0	0	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆	N ₇	N ₈	N ₉	N ₁₀	N ₁₁	N ₁₂
J A Nコード-(13桁)	0	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆	N ₇	N ₈	N ₉	N ₁₀	N ₁₁	N ₁₂	N ₁₃
J A Nコード-(8桁)	0	0	0	0	0	0	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆	N ₇	N ₈

14桁に揃えるために左に「0」を詰めます。

バーコードシンボルによるJ A Nシンボル13桁、8桁の表示は変わりません。

I T Fシンボル16桁が2010年3月以降、原則として使用できなくなります。

Q2 なぜG T I Nを使うのか

G T I Nを導入することにより、何種類もの桁数であった商品識別コードのフォーマット(項目の長さ)が14桁に統一されます。この結果、商品コードを使った流通情報システムの効率化(企業間データ交換における変換コスト削減など)がグローバルな商取引だけでなく、国内のサプライチェーン全体においても達成されることが期待されます。

Q3 G T I N採用で何が変わるのか

商品コードを使っているシステムでは、商品コード項目を14桁に統一設定します。企業間でG T I Nを導入することになると、今まで商品識別コードとしてJ A Nコードを使っていたシステムでは、商品識別コードにG T I Nを使うこととなります。例えば、企業間のデータ交換(E D I = Electronic Data Interchange: 受発注データ、納品データ等)商品情報のデータベース、商品マスタ管理などのシステムにおいて、「G T I Nを導入、使用する」ことになると、商品識別コードの項目の長さをG T I Nの14桁に設定変更することが必要となります。

G T I N導入に関して、現在対応する必要のある課題は次の通りです。

1. I T Fコード(集合包装用商品コード)の14桁への切り替え

集合包装用商品コードは14桁と16桁があり、わが国では16桁が普及していますが、G T I N採用により、14桁の集合包装用商品コードへ変更する必要があります。



集合包装用商品コード(I T F 14シンボル表示)

2. I T Fコード(集合包装用商品コード)の2つの表記方法の容認

集合包装用商品コードについて、従来からある「一致型」に加えて国際標準に準拠した「不一致型」も容認し、両方に対応出来るようにする必要があります。

「一致型」

集合包装用商品コードの商品アイテムコード部分が、集合包装されている単品を表すJ A Nコードの商品アイテムコード部分と一致している方式。

現在、わが国で使用されています。

例) メーカーコード7桁、アイテムコード5桁の場合

J A N : 4 9 1 1 2 2 3 0 1 1 2 3 C/D

I T F : n + 4 9 1 1 2 2 3 0 1 1 2 3 C/D

「不一致型」

集合包装用商品コードの商品アイテムコード部分が、集合包装されている単品を表すJ A Nコードの商品アイテムコード部分と一致してない方式。

例) メーカーコード7桁、アイテムコード5桁の場合

J A N : 4 9 1 1 2 2 3 0 1 1 2 3 C/D

I T F : 0 + 4 9 1 1 2 2 3 0 1 1 4 5 C/D

I T Fコードから単純にJ A Nコードが求められなくなります。

消費者にケース販売・ボール販売する場合は、「不一致型」の採用となります。

3. 国際標準による商品アイテムコードの設定基準の徹底

従来からある商品コードの付番ルール「J A Nコードの商品アイテムコード付番ルール」に替わり、国際標準に準拠した「G T I Nアロケーションガイドライン」による付番を徹底することになります。

4. 集合包装(ボール、ケース)への単品商品J A Nコード(シンボル)の印刷廃止

現在、単品商品のJ A Nコード(シンボル)を集合包装(ボール(内箱)、ケース(外箱))に印刷またはラベル表示している場合がありますが、G T I Nの運用ルールとして廃止されI T F 14シンボルのみが表示されます。07年3月からは、集合包装単位で販売するためのJ A Nコード(単品J A Nコードとは異なる)以外は印刷できなくなります。

ボール(内箱)のJ A Nシンボル表記もI T Fシンボル表記に変更となります。

G T I N導入に関する対応スケジュール

(財)流通システム開発センター制定

採用開始時期
2007年3月

移行完了時期
2010年3月

1. 集合包装用商品コード (ITFシボル) 16桁から14桁への移行

14桁への移行完了

(現在、既に一部の商品メーカーによりITFシボル14桁表示が開始されています。)

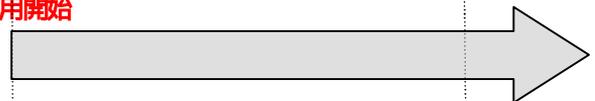


- ・2010年3月から16桁でのメーカー出荷は出来ません。
- ・同一商品での14桁から16桁への逆戻りは出来ません。
- ・ボール(内箱)の単品JANシボル表記をボール用ITFシボル表記へ変更 (ボール販売は別のJANシボル表記)

2. 集合包装用商品コードの「不一致型」採用

不一致型採用開始

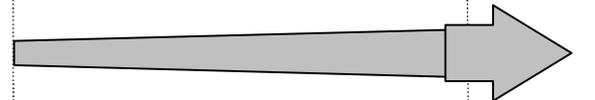
(既に、一部海外から輸入される商品には表示されている商品アイテムコード不一致型のわが国での採用。)



- ・2007年3月から一部メーカーで「不一致型」の商品が出荷されます。
- ・入荷・検品システムでの紐付け対応が必要です。
- ・消費者にケース販売・ボール販売する場合は不一致型を採用する

3. 国際標準準拠のアロケーションルール (付番ルール) 徹底

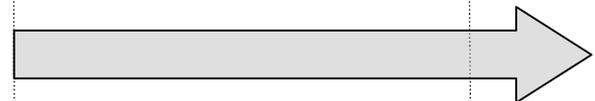
(現在の「商品アイテムコードの付番ルール」について、改めて国際標準準拠のアロケーションルールが採用されます。)
2010年4月以降は国際標準に準拠した付番ルールのみとなります。



- ・<JANを変える場合>
表示内容変更、外寸20%以上変更、ボーナスパック、異なる価格
- ・<ITFを変える>
JAN変更、入数が異なる場合、
軽微な変更ではITFを変更しなくて良い。

4. 集合包装への商品コード表示 国際標準の徹底

取引単位を特定、識別できるよう 全ての取引単位毎に固有のG T I Nを設定 (単品・内箱・ケース・パレット etc)
(集合包装「ケース・ボール」への単品JAN表示の廃止)



「採用開始時期」とは 上記ルールへの対応がスタートする日 (商品メーカーの出荷日)

「移行完了時期」とは 上記ルールへの対応が終了する日 (商品メーカーの出荷日)

経営者の方へ

流通システムの国際標準への対応は、わが国、国内におけるサプライチェーン全体における効率的な商取引を進める上でも必要とされます。国際標準の商品識別コードであるG T I Nは国内取引においても、流通情報システムの重要な基盤となります。

E D I、受発注システムにおいてG T I Nを採用することにより、コードが統一され、プライベートコードの変換などの負担が解消し、流通トータルコストが大幅に削減されることが期待されます。

このG T I N導入への対応には、メーカーにおいては、自社システムで変更対応が必要となる場合があります。この場合、**メーカーとしてのG T I N導入までに変更を完了**する必要があります。

商品コード管理担当の方へ

- ・ 2007年3月からは、商品アイテムコードの付番基準は、国際標準に準拠した「商品アイテムコードの付番」になります。商品コードに関してこれまで以上に正確な情報（商品の改変、販促による変更など）を納品先である卸売業、小売業へ連絡する必要があります。
- ・ 特に集合包装商品コードについては、従来とは異なるコード体系の「**不一致型の集合包装商品コード**」を使用する場合は、納品先である卸売業、小売業に対し、**単品識別の単品JANコードと外装を識別する集合包装用商品コードとの連携が可能となるように2種のコードの関係を事前に知らせる必要があります。**

卸売業、小売業の検品システムにおいて、単品のJANコードと集合包装用商品コードと連携が取れないと、検品が出来なくなるなどの支障が起ることがあります。

- ・ 菓子業界では、当面の混乱を避ける為に、「JANアイテム一致型の集合包装商品コード」の利用を推奨しています。

ご注意ください

- ・ 現在、菓子業界で行っているボール上の「**単品JAN**」表記は、運用ルール上問題があり、**2007年3月**より、[**内箱(ボール)ITF**]表記に変更していきます。当面は、「単品JANアイテム一致型」のITFで付番していきます。(パッケージ・インジケータ=“8”)
但し、消費者にボール販売する場合は「不一致型」のボールJANとボールITFを併記することとなります。
- ・ **G T I Nが導入されても、店頭でPOSシステムがスキャンする商品上のバーコードシンボル(JANシンボル13桁、8桁の印刷表示)は変更する必要はありません。**

情報システム担当の方へ

企業間でG T I Nを導入することになると、企業間データ交換、受発注システムにおける、発注コードは従来の業界統一コード、ITFコード、JANコード(制限あり)に加えて、14桁のG T I Nが追加されます。

発注データを受け取る側として、G T I N 14桁への対応が必要となります。

e-お菓子ねっと運営委員会

2006年8月

メーカーの皆様へのお願い

集合包装用商品コード（I T Fシンボル）1 6桁から1 4桁への移行について

- ・ 移行切り替え時の対応について卸売業との協議をお願いします。
- ・ 移行切り替え時期が決定したら出来る限り早期に卸売業、小売業へお知らせ下さるようお願いいたします。
- ・ 一度1 4桁に切り替えた商品については、切り替え後は、再び1 6桁の表示による出荷はご遠慮下さるようお願いいたします。
- ・ 消費者に、直接、ケース販売・ボール販売する場合は、同一包装形態は同一G T I Nという原則がある為、「不一致型」の集合包装J A Nと集合包装I T Fを付番して下さい。

国際標準の「商品アイテムコードの付番」について

- ・ 2007年3月からは、商品アイテムコードの付番基準は、国際標準に準拠した「商品アイテムコードの付番」になります。
- ・ 商品コードに関する正確な情報（商品の改変、販促などによるアイテムコード変更）を納品先である卸売業、小売業へ連絡下さるようお願いいたします。

e-お菓子ねっと運営委員会は、1988年より、全国菓子卸商業組合連合会、全日本菓子協会の共同体制で設立されました。設立以来、業界VANを中心として、卸売業とメーカー間の流通の効率化・情報化の推進を軸に、課題の検討・推進を目指して、サプライチェーン全体の流通、物流の効率化を目指した活動を行っています。

本パンフレットの内容についてのお問い合わせなどは、

e-お菓子ねっと運営委員会 事務局 全日本菓子協会内
TEL : 03-3431-3115 FAX : 03-3432-1660 E-mail : anka-0@nifty.com

G T I Nについての詳しい解説資料は e-お菓子ねっと (<http://www.eokashi.net>)
または、(財)流通システム開発センターのホームページ (<http://www.dsri.jp>) で、
ご覧になれます。

またJ A Nコード、J A Nシンボル、集合包装用商品コード、I T Fシンボル
及びチェックデジット（計算方法）については(財)流通システム開発センターの
ホームページ URL : <http://www.dsri.jp> でご覧になれます。

注) このパンフレット作成にあたり(財)流通システム開発センターのホームページを参照しました。